

煩わしい相続手続きがスムーズに完了！ 相続と不動産のプロに相談して良かった！

「遺産を相続したものの、どんな手続きを進めればよいかわからない」「不動産を相続したけれどどうすればいい？」という声も多い遺産相続。複雑で手間のかかる相続手続きは、一人で悩まず、プロに相談して一気に解決しませんか？相続と不動産の困りごとをサポートし続けた株式会社財託承継の代表取締役で行政書士の川内博記さんに、プロにお任せできる相続手続きについてお話を伺いました。



株式会社 財託承継
代表取締役 (行政書士) **川内 博記** さん
Kawachi Hiroki

相続サポート10年の実績！ ワンストップでお悩み解決

不動産会社で勤務するうちに、相続と不動産は切っても切れない関係にあることに気づいたという川内代表。

「不動産について助言してもお客様の悩みすべてを解決できるわけではなく、歯がゆい思いをしたこともあります。相続と不動産の両方にワンストップで対応したい」と考え、相

続に特化した不動産コンサルティング会社として株式会社 財託承継を立ち上げました」と創業の思いを語っていただきました。

相続サポートについて10年以上の実績がある財託承継。遺産を相続した方は、

●何度も役所に足を運ばなければならぬ
●相続人の捺印を何度も押さなければならぬ
●どこから手をつければよいかわからない
●そもそも何をすればよいかわからない、など様々な悩みを抱えている方が多いそうです。

「通常は、遺産分割協議書の作成は行政書士、不動産の登記は司法書士、相続税の申告は税理士という具合に、士業によって専門分野があるので、個別に相談しなければなりません。ここが非常に手間のかかる場所なのですが、当社では提携士業とのネットワークにより、ワンストップで相続手続きをサポートいたします。私たちに相談していただければ、最初の相談窓口は「か所で済むシステムになっています」と川内代表。

不動産を相続したけど 扱いに困る… 放置せず解決を！

財託承継では、相続した不動産を売却するサポートも行っています。「家と土地を相続したものの、既に持ち家がある・遠方に住んでいるなどの事情で、使う見込みのないまま、困っている方がおられます。空き家の増加は社会問題です。空き家を放置すると家屋が傷む・雑草が生い茂るなどで周囲に迷惑をかけるだけでなく、固定資産税などの維持コストが発生します。このような事態を避けるため、当社では、不動

◀お気軽にご相談ください。



産の売却を前提とした相続手続きも行っています。不動産の売却によって、「遺産が分割しやすくなる」「相続税の納税資金が確保できる」といった大きなメリットもあります。

宅地建物取引士の資格を持ち、不動産業界に精通している川内代表になら安心して相談できそうです。

「私自身の経験や知識を活かしつつ、司法書士や税理士などと連携し、相続不動産のお悩みを確実に解決していきます。空き家を放置して深刻な問題が発生する前に、ぜひ私たちに相談いただきたいと思えます」。

まずは初回無料相談を！
遺言書作成など生前対策も
財託承継では、初回無料相談(予約

制)を行っていて、すでに相続が発生している人はもちろん、終活を考えている方の相談にも応じています。「当社では、遺言書作成サポートも行っています。遺言書を作成することで遺産分割の争いを未然に防ぐことができ、相続発生後の複雑な手続きを簡素化することができま

る人を見つけ、判断力が衰えた際には自分に代わって財産管理や必要な契約を結んでもらうことが可能です。契約書の原案作成や公証役場との打ち合わせ、作成当日の立会いなど、私たちがすべてサポートいたします」と川内代表。

ハードルの高い事務手続きも、サポートがあれば安心ですね。

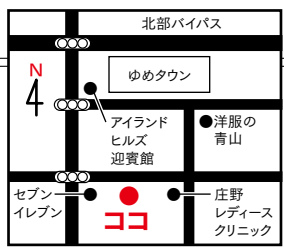
また、判断力が衰える前の備えとして、任意成年後見契約を締結するサポートにも取り組まれています。「任意成年後見契約」というと、一般の人には難しく縁遠いことのようには思われがちですが、自分の権利や財産を守るための大切な手続きです。自分が元気なうちに信頼でき

「相続が発生したものの、手つかずのまま年を越すことになる」、「自身が安心して豊かな老後を過ごせるように生前対策を考えたい」とそんな方は、この年末年始にご家族でじっくり話し合われてはいかがでしょうか。何に困っているのかはつきりさせることで、相続の相談はよりスムーズに進むはず。もちろん秘密は守られるので、安心してご相談を！

取材/宮地直子
記事/伊藤恵子



◀兵庫北ゆめタウン近くの1階事務所です。事務所入り口前に専用駐車場完備。



Plaza newsmaker 1160

株式会社 **財託承継**
Zantoku Chokuei
佐賀市兵庫北2丁目31-43
TEL/0952-36-9608
相続手続きセンター佐賀

遺言の必要性

(ご相談が多い事例)

- 1 子供同士の相続争いが心配
- 2 前妻の間に子供がいる
- 3 ご夫婦に子供がいない
- 4 相続財産のほとんどが不動産
- 5 事業やアパート経営をスムーズに継承したい

▲遺言セミナーで関心が多いテーマです。



▲毎回好評の相続セミナーの様子。